必要ある場合は郵便貯金にされたし

十三、重傷人及患者の附添人には健康保險法規により一日八拾錢の附添料を支給されたし

十四、檢坑は坑夫の立會上されたし

十五、不上り賃金は坑夫の請求に應じ即時調査し賃金を支拂はれたし

從來不上り賃金は無調査の儘にて放任没收さるゝ慣例なり

十六、上三番坑整理に依り轉坑せしめられたる鮮人坑夫は欺瞞的强制手段を以て轉坑を餘儀なくされたるものなるを以て當時に遡りて一應各其適所を圖られたる歸鄉希望者には旅費手當、歸鄉旅費を支給されたし

一「附帶事項」

一、爭議費用は會社側に於て全額を負擔せられたし

財團法人 協調會福岡出張所

一、爭議中の日給を支給せよ

右要求候也

昭和七年八月十五日

麻生各坑從業員代表　村上俊杰

外一同

麻生商店　御中

十一、爭議の經過

1 八月十七日まで

a 爭議團側　爭議團側の陣容は前記の通り日本石炭坑夫組合本部（飯塚市新原町）に設けて、主事富崎太郎主事立石利夫等を中心にアヂビラを撒布して團員糾合に努め且つ團員の分擔を明かにする爲（警備隊、參謀部、炊事部、宣傳部）夫々色分けにしたる腕章を附し

財團法人 協調會福岡出張所